

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）（概要）

1 改正の趣旨

国民健康保険税における普通徴収の納期等を変更し、あわせて徴収の特例（仮算定）を廃止するため、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第 1 2 条（普通徴収に係る国民健康保険税の納期等）

普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期を変更するものです。

また、納期ごとの分割金額を決定する際の端数計算について、100円未満の端数を最初の納期に係る分割金額に合算することを規定するものです。

納期	改正前	改正後
第 1 期	(※) 4 月 1 日 ～ 同月 3 0 日	7 月 1 日 ～ 同月 3 1 日
第 2 期	(※) 6 月 1 日 ～ 同月 3 0 日	8 月 1 日 ～ 同月 3 1 日
第 3 期	7 月 1 日 ～ 8 月 3 1 日	9 月 1 日 ～ 同月 3 0 日
第 4 期	1 0 月 1 日 ～ 同月 3 1 日	1 0 月 1 日 ～ 同月 3 1 日
第 5 期	1 2 月 1 日 ～ 同月 2 5 日	1 1 月 1 日 ～ 同月 3 0 日
第 6 期	翌年 2 月 1 日 ～ 同月末日	1 2 月 1 日 ～ 同月 2 5 日
第 7 期	—	翌年 1 月 1 日 ～ 同月 3 1 日
第 8 期	—	翌年 2 月 1 日 ～ 同月末日

※ 改正前の第 1 期及び第 2 期は、条例第 2 1 条に規定する徴収の特例（仮算定）の適用を受けている納期

○第 2 1 条（徴収の特例）

○第 2 2 条（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

国民健康保険税の納期の変更に伴い、徴収の特例に関する規定を削除するものです。

3 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の国民健康保険税から適用します。